



DISCLOSURE 2023

資料編

福井信用金庫 ディスクロージャー誌



C O N T E N T S

資 料 編

財務諸表	2
営業の状況	6
自己資本の充実の状況	15
リスク管理態勢	20
役職員の報酬体系	22
財務諸表等【連結】	23
自己資本の充実の状況【連結】	27
信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧	32

※本誌は信用金庫法第99条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成した
ディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。
本誌に掲載している計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



財務諸表

貸借対照表

科 目	令和3年度	令和4年度
(資 産 の 部)		
現 金	8,477	7,847
預 け 金	281,393	285,454
買 入 金 銭 債 権	81	60
金 銭 の 信 託	－	1,111
有 価 証 券	243,900	211,320
国 債	79,165	69,683
地 方 債	31,272	25,112
社 債	59,247	62,391
株 式	1,097	859
そ の 他 の 証 券	73,117	53,273
貸 出 金	385,392	378,928
割 引 手 形	1,050	1,193
手 形 貸 付	9,487	8,806
証 書 貸 付	353,029	343,851
当 座 貸 越	21,825	25,077
そ の 他 資 産	6,696	7,075
未 決 済 為 替 貸	99	106
信 金 中 金 出 資 金	5,517	5,517
前 払 費 用	51	54
未 収 収 益	656	696
未 収 還 付 法 人 税	108	435
そ の 他 の 資 産	262	266
有 形 固 定 資 産	4,286	4,262
建 物	1,427	1,482
土 地	2,356	2,358
建 設 仮 勘 定	12	－
その他の有形固定資産	490	420
無 形 固 定 資 産	248	187
ソ フ ト ウ ェ ア	220	159
その他の無形固定資産	28	28
前 払 年 金 費 用	301	456
繰 延 税 金 資 産	－	258
債 務 保 証 見 返	855	561
貸 倒 引 当 金	△ 6,838	△ 6,578
(うち個別貸倒引当金)	(△ 6,250)	(△ 6,120)
資 産 の 部 合 計	924,794	890,946

会計監査人による外部監査を受けております。

令和5年6月16日開催の第94期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年5月19日
福井信用金庫 理事長

岡本一夫

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	836,553	830,994
当 座 預 金	21,381	20,577
普 通 預 金	351,310	370,835
貯 蓄 預 金	1,710	1,794
通 知 預 金	2,749	2,521
定 期 預 金	431,356	411,384
定 期 積 金	22,979	20,356
そ の 他 の 預 金	5,065	3,523
借 用 金	26,280	1,380
借 入 金	26,280	1,380
そ の 他 負 債	1,182	1,215
未 決 済 為 替 借	111	160
未 払 費 用	199	204
給 付 補 填 備 金	13	8
未 払 法 人 税 等	2	－
前 受 収 益	85	86
払 戻 未 済 金	36	31
払 戻 未 済 持 分	－	2
職 員 預 り 金	273	265
資 産 除 去 債 務	25	25
そ の 他 の 負 債	432	429
賞 与 引 当 金	409	398
役 員 賞 与 引 当 金	16	12
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	295	235
睡眠預金払戻損失引当金	29	22
偶 発 損 失 引 当 金	29	17
繰 延 税 金 負 債	932	－
債 務 保 証	855	561
負 債 の 部 合 計	866,583	834,838
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	4,468	4,436
普 通 出 資 金	2,468	2,436
そ の 他 の 出 資 金	2,000	2,000
利 益 剰 余 金	49,518	50,443
利 益 準 備 金	4,504	4,468
そ の 他 利 益 剰 余 金	45,013	45,974
特 別 積 立 金	34,237	34,237
当 期 未 処 分 剰 余 金	10,775	11,736
会 員 勘 定 合 計	53,987	54,879
その他有価証券評価差額金	4,223	1,227
評価・換算差額等合計	4,223	1,227
純 資 産 の 部 合 計	58,210	56,107
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	924,794	890,946

(注)「その他の預金」には、別段預金・納税準備預金が含まれています。

財務諸表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 建物 | 6年～39年 |
| その他の有形固定資産 | 3年～20年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自資金利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書害に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41億59百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用
- その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により損益処理
- 数理計算上の差異
- 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △ 66,857百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在） | 0.5882% |
| ③補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,626億18百万円にあります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金1億10百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用預金受入れへの負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
15. 「関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」は次のとおりです。
- 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で益の場合は「有価証券売却利益当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- なお、当事業年度は、「有価証券売却利益当金」に投資信託の解約・償還に伴う差損益32億42百万円を計上しております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 6,578百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 854百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
- 当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権額は0百万円であります。
18. 子会社等の株式の総額は60百万円あります。
19. 子会社等に対する金銭債権額は0百万円あります。
20. 子会社等に対する金銭債務額は1億68百万円あります。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は103億52百万円あります。
22. 有形固定資産の圧縮記録額は41百万円あります。
23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,966百万円
危険債権額	12,839百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	1,547百万円
合計額	22,354百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び商付が替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に入分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11億93百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	290億円
預け金	16億97百万円
担保資産に対応する債務	
預金	22億37百万円（市県民税、歳入金等）
借入金	12億80百万円

上記のほか、当座借越の担保として預け金250億円、内国為替決済の保証金として預け金250億円を差し入れております。

26. 出資1口当たりの純資産額は11,512円4銭であります。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は260百万円であります。
28. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や手続の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部や経営サポート部により行われ、また、定期的なリスク統括部および常務会に報告するとともに、必要に応じて理事会に報告しております。さらに、与信管理の状況については、信用リスク委員会にて検証されております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク統括部へ報告するとともに、必要に応じて常務会・理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替変動リスクの管理に関して個別の案件ごととに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用基準・市場リスク管理マニュアルに基づき、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものがあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会に定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引運用基準に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券および投資信託、「貸入金」及び「預金積金」であります。有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、VaR（分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間1年））により算出しており、当事業年度の決算日現在で95億53百万円です。

なお、有価証券においては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを日々実施しており、使用する計測モデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、預け金・貸入金・預金積金は、「[[信用金庫法施行規則第132条第1項第5号等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項]」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ジョックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算出にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は72億68百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、関係各課からの情報を基に適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることとなります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

財務諸表

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については、（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形、コールマナー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマース・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（※1）	285,454	283,087	△ 2,367
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他の有価証券（※3）	14,600 196,351	13,564 196,351	△ 1,035 —
(3) 貸出金（※1） 貸倒引当金（※2）	378,928 △ 6,515		
	372,413	373,996	1,582
金融資産計	868,819	866,998	△ 1,820
(1) 預金積金（※1）	830,994	831,029	34
(2) 借入金（※1）	1,380	1,385	5
金融負債計	832,374	832,414	39

（※1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私算債は、DCF法に基づき算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30.から34.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金は、すべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区	分	貸借対照表計上額
子会社等株式（※1）		60
非上場株式（※1）		184
信金中央金庫出資金（※1）		5,517
組合出資金（※2）		124
その他の出資金		2
合計		5,888

（※1）子会社等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

区	分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	182,454	80,000	—	23,000	
有価証券	21,274	39,212	21,941	128,100	
満期保有目的の債券	1,000	3,300	300	10,000	
その他の有価証券のうち満期があるもの	20,274	35,912	21,641	118,100	
貸出金（※）	73,188	114,297	81,775	109,668	
合計	276,916	233,509	103,716	260,768	

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは「1年以内」に含めて開示しております。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

区	分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	753,321	76,672	—	991	
借入金	400	880	100	—	
合計	753,721	77,552	110	991	

（※）預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて開示しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

①売買目的有価証券は保有していません。

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
超短期 え表 計が 上貸 も額 のを対	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	1,004	4
	小計	1,000	1,004	4
短期 え表 計が 上貸 も額 のを対	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	13,600	12,559	△ 1,040
	小計	13,600	12,559	△ 1,040
合計	小計	14,600	13,564	△ 1,035

③子会社等株式

（単位：百万円）

子会社等株式	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社等株式	60	60	—
合計	60	60	—

④その他の有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
超短期 え表 計が 上貸 も額 のを対	株式	615	79	535
	債券	82,910	81,210	1,699
	国債	25,744	24,534	1,209
	地方債	24,721	24,518	202
	短期社債	—	—	—
その他の有価証券	社債	32,445	32,157	287
	その他	35,551	32,694	2,856
	小計	119,077	113,985	5,092
超短期 え表 計が 上貸 も額 のを対	株式	0	0	△ 0
	債券	74,276	77,593	△ 3,317
	国債	43,939	46,347	△ 2,407
	地方債	391	395	△ 4
	短期社債	—	—	—
その他の有価証券	社債	29,945	30,850	△ 905
	その他	2,997	3,092	△ 94
	小計	77,274	80,686	△ 3,412
合計	小計	196,351	194,671	1,679

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	52	6	—
債券	33,985	16	3,300
国債	25,786	—	3,132
地方債	2,205	10	5
短期社債	—	—	—
社債	5,994	5	163
その他	29,447	3,626	372
合計	63,485	3,648	3,673

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度において減損処理を行った有価証券はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価又は実質価格の取得原価又は償却原価からの下落率としております。減損処理にあたり、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しており、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額を減損処理しております。

34. 有価証券貸借取引により貸し付けている有価証券は、「国債」に合計100億円含まれております。

35. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（※）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（※）
その他の金銭の信託	1,111	1,114	△ 3	0	3

（※）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、955億8百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが473億円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が貸付申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	26億81百万円
その他	10億 3百万円
繰延税金資産小計	36億84百万円
評価性引当額小計	△ 28億30百万円
繰延税金資産合計	8億54百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	4億68百万円
その他	1億27百万円
繰延税金負債合計	5億95百万円
繰延税金資産の純額	2億58百万円

38. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示していません。

その他の負債に含まれる契約負債等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約負債 2億70百万円

39. 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準）

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

40. 優先出資の消却

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した20億円が含まれております。

41. 当事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象はございません。

損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	9,108,884	12,146,800
資 金 運 用 収 益	7,492,458	10,428,763
貸 出 金 利 息	4,413,498	4,331,082
預 け 金 利 息	408,688	449,551
有価証券利息配当金	2,547,374	5,525,383
その他の受入利息	122,897	122,746
役 務 取 引 等 収 益	1,040,610	1,126,513
受 入 為 替 手 数 料	469,025	435,838
その他の役務収益	571,585	690,674
そ の 他 業 務 収 益	179,289	166,974
外 国 為 替 売 買 益	1,461	539
国債等債券売却益	50,903	16,012
その他の業務収益	126,924	150,422
そ の 他 経 常 収 益	396,526	424,548
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	－	157,363
償 却 債 権 取 立 益	109,152	81,373
株 式 等 売 却 益	93,383	17,584
金 銭 の 信 託 運 用 益	－	3
その他の経常収益	193,990	168,223
経 常 費 用	8,271,209	10,866,961
資 金 調 達 費 用	70,663	48,202
預 金 利 息	55,538	39,477
給付補填備金繰入額	9,955	4,528
借 用 金 利 息	3,812	2,854
その他の支払利息	1,357	1,341
役 務 取 引 等 費 用	804,083	762,138
支 払 為 替 手 数 料	139,649	117,066
その他の役務費用	664,433	645,071
そ の 他 業 務 費 用	128,178	3,417,896
国債等債券売却損	－	3,300,986
その他の業務費用	128,178	116,909
経 費	6,682,532	6,446,863
人 件 費	4,311,093	4,161,021
物 件 費	2,257,645	2,148,579
税 金	113,794	137,262
そ の 他 経 常 費 用	585,751	191,861
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	460,964	－
貸 出 金 償 却	28,959	156,977
株 式 等 売 却 損	46,716	－
金 銭 の 信 託 運 用 損	－	3,231
その他の経常費用	49,110	31,652
経 常 利 益	837,675	1,279,838
特 別 利 益	－	8,431
固 定 資 産 処 分 益	－	8,431
特 別 損 失	35,251	21,142
固 定 資 産 処 分 損	19,260	4,310
減 損 損 失	10,710	8,959
その他の特別損失	5,279	7,872

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
税 引 前 当 期 純 利 益	802,424	1,267,127
法人税、住民税及び事業税	139,000	342,000
法 人 税 等 調 整 額	272,284	△ 48,940
法 人 税 等 合 計	411,284	293,059
当 期 純 利 益	391,139	974,068
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	10,514,837	10,762,868
会計方針変更による累積影響額	129,978	－
会計方針を反映した繰越金(当期首残高)	10,384,858	－
当 期 末 処 分 剩 余 金	10,775,998	11,736,936

損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による費用総額は178,809千円であります。
3. 出資1口当たり当期純利益金額は198円1銭であります。
4. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、1,122,033千円であります。
5. その他の経常収益には、退職給付運用益131,404千円、睡眠預金14,503百万円、偶発損失引当金戻入額11,727千円を含んでおります。
6. その他の経常費用には、睡眠預金払戻金19,733千円、保証協会責任負担金支払額11,622千円を含んでおります。
7. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8,959千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損 失
福 井 市 内	営業用店舗 1ヵ店	事業用不動産	1,438千円
越 前 市 内	営業用店舗 2ヵ店	事業用不動産	4,104千円
坂 井 市 内	遊休資産 2ヵ所	所有不動産	2,614千円
あ わ ら 市 内	営業用店舗 1ヵ店	事業用不動産	94千円
丹 生 郡 内	遊休資産 3ヵ所	所有不動産	502千円
今 立 郡 内	営業用店舗 1ヵ店	事業用不動産	207千円
合 計			8,959千円

- 営業用店舗については、継続的な収支の把握を行っている各営業店(独立店舗においては各支店、「エリア制」店舗については、母店及びサテライト店をグルーピングしたもの)を最小単位とし、遊休資産については、各資産をそれぞれグルーピングの最小単位としております。本部、未来プラザ、倉庫、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当金庫の「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。
8. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
国内為替業務	送金、代金取立等の国内為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 一部の取扱手数料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に案分しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
そ の 他 の 役 務 取 引 等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金、貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り、貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	10,775,998	11,736,936
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	10,384,858	10,762,868
当 期 純 利 益	391,139	974,068
積 立 金 取 崩 額	36,244	31,816
利益準備金限度超過取崩額	36,244	31,816
剰 余 金 処 分 額	49,374	48,738
普通出資に対する配当金(年2%の割合)	49,374	48,738
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	10,762,868	11,720,014

営業の状況

■ 経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益 (千円)	11,341,118	11,225,884	9,645,729	9,108,884	12,146,800
経常利益 (千円)	2,484,219	2,550,637	1,525,507	837,675	1,279,838
当期純利益 (千円)	1,927,471	1,779,723	1,274,775	391,139	974,068
出資総額 (百万円)	4,568	4,542	4,504	4,468	4,436
出資総口数 (千口)	5,136	5,084	5,009	4,937	4,873
純資産額 (百万円)	56,001	62,788	58,300	58,210	56,107
総資産額 (百万円)	846,006	851,561	893,105	923,938	890,384
預金積金残高 (百万円)	784,658	781,927	815,538	836,553	830,994
貸出金残高 (百万円)	380,151	379,428	381,330	385,392	378,928
有価証券残高 (百万円)	229,389	236,686	247,066	243,900	211,320
単体自己資本比率 (%)	16.23	16.72	17.29	17.48	17.26
普通出資に対する配当金 (普通出資1口当たり) (円)	10	15	10	10	10
役員数 (人)	22	22	12	14	12
うち常勤役員数 (人)	12	12	10	12	10
職員数 (人)	634	623	628	598	575
会員数 (人)	54,750	53,661	52,779	51,858	50,971

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産には債務保証見返勘定を含んでおりません。

業務粗利益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	7,421,794	10,380,601
資金運用収益	7,492,458	10,428,763
資金調達費用	70,663	48,162
役務取引等収支	236,526	364,374
役務取引等収益	1,040,610	1,126,513
役務取引等費用	804,083	762,138
その他業務収支	51,111	△ 3,250,921
その他業務収益	179,289	166,974
その他業務費用	128,178	3,417,896
業務粗利益	7,709,433	7,494,054
業務粗利益率	0.85%	0.81%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (令和3年度 - 円、令和4年度40千円) を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	1,091,364	1,095,832
実質業務純益	1,091,130	1,095,832
コア業務純益	1,040,226	4,380,807
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	679,610	1,137,941

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.82	1.13
資金調達原価率	0.77	0.74
総資金利鞘	0.05	0.39

(注) 総資金利鞘とは、貸出金に有価証券等の余裕資金を含めた運用資金全体の収益力をみる指標で、資金運用利回と資金調達原価率との差で求められます。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利 回 り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 勘 定	904,148	915,802	7,492,458	10,428,763	0.82	1.13
うち 貸 出 金	381,944	381,967	4,413,498	4,331,082	1.15	1.13
うち 預 け 金	284,585	301,016	408,688	449,551	0.14	0.14
うち 有 価 証 券	232,011	227,231	2,547,374	5,525,383	1.09	2.43
資 金 調 達 勘 定	858,415	870,103	70,663	48,202	0.00	0.00
うち 預 金 積 金	833,931	845,554	65,493	44,006	0.00	0.00
うち 借 用 金	24,210	24,679	3,812	2,854	0.01	0.01

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度529百万円、令和4年度547百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度－万円、令和4年度401百万円)及び利息(令和3年度－円、令和4年度40千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△ 54,526	△ 69,717	△ 124,244	△ 27,108	2,963,414	2,936,305
うち 貸 出 金	△ 12,754	△ 142,723	△ 155,477	271	△ 82,687	△ 82,416
うち 預 け 金	58,096	16,533	74,630	24,154	16,709	40,863
うち 有 価 証 券	△ 99,756	56,471	△ 43,284	△ 51,382	3,029,391	2,978,008
支 払 利 息	780	△ 49,172	△ 48,391	985	△ 23,446	△ 22,461
うち 預 金 積 金	2,495	△ 50,010	△ 47,514	926	△ 22,413	△ 21,487
うち 借 用 金	△ 1,795	837	△ 958	75	△ 1,033	△ 958

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.09	0.13
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.04	0.10

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
人 件 費	4,311,093	4,161,021
報酬給料手当	3,403,111	3,287,111
退職給付費用	384,816	364,469
その他の	523,165	509,440
物 件 費	2,257,645	2,148,579
事務費	933,906	953,328
うち 旅 費・交 通 費	1,684	2,847
うち 通 信 費	126,018	129,479
うち 事 務 機 械 賃 借 料	15,608	8,693
うち 事 務 委 託 費	569,847	549,066
固 定 資 産 費	420,747	440,189
うち 土 地 建 物 賃 借 料	69,092	65,971
うち 保 全 管 理 費	259,679	272,063
事 業 費	198,429	175,232
うち 広 告 宣 伝 費	65,288	62,151
うち 交 際 費・寄 贈 費・諸 会 費	96,073	78,109
人 事 厚 生 費	71,935	75,271
減 価 償 却 費	395,411	386,814
そ の 他	237,214	117,742
税 金	113,794	137,262
合 計	6,682,532	6,446,863

営 業 の 状 況

本支店別の預金・貸出金残高及び預貸率一覧表

(単位:百万円、%)

店 名	預 金	貸 出 金	預 貸 率	店 名	預 金	貸 出 金	預 貸 率
本部・本店営業部	111,128	87,166	78.43	芦 原	10,146	3,928	38.71
松 本	15,715	3,661	23.29	川 西	12,655	4,647	36.72
御 幸	24,790	9,063	36.56	工 大 前	33,111	10,927	33.00
麻 生 津	12,574	3,853	30.64	和 田 中 央※	7,480	2,890	38.63
森 田	20,194	7,935	39.29	鯖 江 営 業 部	32,495	24,369	74.99
松 岡	12,775	5,998	46.94	神 明	57,670	20,006	34.69
東 郷	10,127	2,420	23.89	河 和 田	12,797	2,874	22.45
織 田	18,603	4,833	25.98	吉 川	9,463	4,740	50.09
花 堂	16,824	6,960	41.36	朝 日	17,598	9,833	55.87
二 の 宮	26,212	10,740	40.97	さ く ら	24,273	8,628	35.54
志 比 口	28,208	11,059	39.20	芝 原	18,463	5,316	28.79
高 木	16,220	8,005	49.35	鯖 江 本 町	27,151	8,312	30.61
春 日	9,121	4,051	44.41	神 中※	10,093	3,588	35.54
福 町	14,646	5,189	35.42	武 生 営 業 部	48,277	29,288	60.66
丸 岡 営 業 部	34,511	13,500	39.11	味 真 野※	4,596	656	14.28
金 津	15,524	8,739	56.29	粟 田 部	10,502	2,989	28.46
坂 井	15,435	10,656	69.03	池 田※	5,496	660	12.02
横 地※	10,402	3,379	32.48	村 国	8,184	2,567	31.37
春 江 中 央	19,897	12,502	62.83	神 山※	9,544	2,233	23.40
三 国 営 業 部	38,074	10,751	28.23	合 計	830,994	378,928	45.59

※エリア制実施のサテライト店です。

■ 預金業務

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
流 動 性 預 金	374,407	397,873
うち 有 利 息 預 金	323,861	345,873
定 期 性 預 金	456,885	445,004
うち 固 定 金 利 定 期 預 金	431,012	423,032
うち 変 動 金 利 定 期 預 金	75	72
そ の 他	2,638	2,676
計	833,931	845,554
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	833,931	845,554

(注)1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
定 期 預 金	431,356	411,384
固 定 金 利 定 期 預 金	431,286	411,311
変 動 金 利 定 期 預 金	70	73
そ の 他	—	—

1 店舗当たり・職員1人当たりの預金積金残高

(単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
1 店 舗 当 た り の 預 金 積 金 残 高	19,917	21,307
職 員 1 人 当 た り の 預 金 積 金 残 高	1,371	1,420

■ 貸出業務

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
割 引 手 形	954	1,063
手 形 貸 付	8,717	8,628
証 書 貸 付	351,973	349,473
当 座 貸 越	20,299	22,801
合 計	381,944	381,967

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金	385,392	378,928
固 定 金 利	300,007	295,142
変 動 金 利	85,384	83,785

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	194,398	50.44	190,363	50.23
運 転 資 金	190,993	49.55	188,565	49.76
合 計	385,392	100.00	378,928	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
消 費 者 ロ ー ン	16,810	16,257
住 宅 ロ ー ン	112,133	112,927

1店舗当たり・職員1人当たりの貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
1 店 舗 当 た り の 貸 出 金 残 高	9,176	9,716
職 員 1 人 当 た り の 貸 出 金 残 高	631	647

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	890	27,812	7.21	850	27,294	7.20
農 業、林 業	31	172	0.04	31	202	0.05
漁 業	8	40	0.01	5	34	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1,109	0.28	3	1,088	0.28
建 設 業	937	21,483	5.57	906	19,946	5.26
電気・ガス・熱供給・水道業	17	1,249	0.32	17	1,248	0.32
情 報 通 信 業	16	349	0.09	15	304	0.08
運 輸 業、郵 便 業	103	5,032	1.30	97	5,037	1.32
卸 売 業、小 売 業	972	26,903	6.98	952	25,894	6.83
金 融 業、保 険 業	19	17,825	4.62	21	17,886	4.72
不 動 産 業	641	39,397	10.22	634	39,377	10.39
各 種 サ ー ビ ス	1,671	43,242	11.22	1,682	44,130	11.64
小 計	5,308	184,618	47.90	5,213	182,447	48.14
地 方 公 共 団 体 等	15	69,850	18.12	15	64,192	16.94
個 人	20,641	130,923	33.97	19,894	132,288	34.91
合 計	25,964	385,392	100.00	25,122	378,928	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

営 業 の 状 況

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円)

	貸 出 金		債務保証見返	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当 金 庫 預 金 積 金	3,507	2,976	22	24
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	5	—	—	—
不 動 産	109,372	108,727	62	50
そ の 他	240	240	—	—
計	113,125	111,945	84	75
信用保証協会・信用保険	63,100	60,374	123	95
保 証	39,870	38,875	0	0
信 用	169,295	167,733	647	390
合 計	385,392	378,928	855	561

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
信 金 中 央 金 庫	60	47
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	235	233
(独) 住 宅 金 融 支 援 機 構	5,927	5,302
(独) 福 祉 医 療 機 構	308	217
そ の 他	54	49
合 計	6,586	5,849

預貸率

(単位:%)

	令和 3 年度	令和 4 年度
期 末 預 貸 率	46.06	45.59
期 中 平 均 預 貸 率	45.80	45.17

②1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸倒引当金の内訳(期末残高及び期中の増減額)

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和 3 年度	588	588	—	588	588
	令和 4 年度	588	458	—	588	458
個 別 貸 倒 引 当 金	令和 3 年度	5,885	6,250	96	5,789	6,250
	令和 4 年度	6,250	6,120	103	6,147	6,120
合 計	令和 3 年度	6,474	6,838	96	6,377	6,838
	令和 4 年度	6,838	6,578	103	6,735	6,578

②当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却の額

(単位:千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
貸 出 金 償 却	28,959	156,977

■ 証券業務その他

商品有価証券・有価証券の残高・平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	243,900	232,011	211,320	227,231
国 債	79,165	70,196	69,683	78,317
地 方 債	31,272	32,280	25,112	27,021
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	59,247	62,609	62,391	59,943
株 式	1,097	460	859	308
外 国 証 券	8,989	6,913	14,600	14,715
そ の 他 の 証 券	64,128	59,549	38,673	46,924
合 計	243,900	232,011	211,320	227,231

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和3年度	5,334	1,216	2,524	—	—	70,090	—	79,165
	令和4年度	—	3,727	—	—	—	65,956	—	69,683
地 方 債	令和3年度	7,481	17,017	6,675	—	98	—	—	31,272
	令和4年度	9,206	14,350	—	—	694	860	—	25,112
短 期 社 債	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	令和3年度	7,333	21,147	5,158	786	16,006	8,814	—	59,247
	令和4年度	11,157	12,999	4,175	6,368	12,528	15,161	—	62,391
株 式	令和3年度	—	—	—	—	—	—	1,097	1,097
	令和4年度	—	—	—	—	—	—	859	859
外 国 証 券	令和3年度	—	1,000	500	—	890	6,598	—	8,989
	令和4年度	1,000	3,000	300	—	300	10,000	—	14,600
そ の 他 の 証 券	令和3年度	0	—	2,216	2,396	3,924	55,074	515	64,128
	令和4年度	0	195	881	1,670	—	35,538	387	38,673

預証率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	29.15	25.42
期 中 平 均 預 証 率	27.82	26.87

(注)1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

営 業 の 状 況

【有価証券の時価情報】

1. 売買目的有価証券 売買目的有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,000	1,010	10	1,000	1,004	4
	小計	1,000	1,010	10	1,000	1,004	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	6,800	6,309	△ 490	13,600	12,559	△ 1,040
	小計	6,800	6,309	△ 490	13,600	12,559	△ 1,040
合計		7,800	7,319	△ 480	14,600	13,564	△ 1,035

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、次頁「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	885	125	760	615	79	535
	債券	89,017	86,629	2,388	82,910	81,210	1,699
	国債	24,737	23,081	1,656	25,744	24,534	1,209
	地方債	31,173	30,818	355	24,721	24,518	202
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	33,105	32,729	376	32,445	32,157	287
	その他	61,137	55,431	5,705	35,551	32,694	2,856
	小計	151,040	142,186	8,854	119,077	113,985	5,092
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	0	△ 0	0	0	△ 0
	債券	80,667	83,570	△ 2,902	74,276	77,593	△ 3,317
	国債	54,427	57,056	△ 2,628	43,939	46,347	△ 2,407
	地方債	98	100	△ 1	391	395	△ 4
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	26,141	26,414	△ 272	29,945	30,850	△ 905
	その他	4,046	4,169	△ 122	2,997	3,092	△ 94
	小計	84,714	87,739	△ 3,025	77,274	80,686	△ 3,412
合計		235,754	229,925	5,828	196,351	194,671	1,679

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	60	60
非上場株式	151	184
信金中央金庫出資金	5,517	5,517
組合出資金	133	124
その他出資金	2	2
合 計	5,865	5,888

【金銭の信託の時価情報】

1. 運用目的の金銭の信託 運用目的の金銭の信託は保有しておりません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和3年度					令和4年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
—	—	—	—	—	1,111	1,114	△3	0	3

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

【デリバティブ取引の状況】

1. 金利関連取引 金利関連取引残高はありません。

2. 通貨関連取引 通貨関連取引残高はありません。

3. 株式関連取引 株式関連取引残高はありません。

4. 債券関連取引 債券関連取引残高はありません。

5. 商品関連取引 商品関連取引残高はありません。

6. クレジットデリバティブ取引 クレジットデリバティブ取引残高はありません。

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
販 売 実 績	1,069	588

公共債引受実績 公共債引受実績はありません。

外貨両替・外国為替取次実績

(単位:千米ドル)

	外国通貨・T/C 取 扱 実 績	外国為替取次実績		合 計
		貿 易 関 係	貿 易 外	
令和3年度	55	10,335	2,804	13,194
令和4年度	37	8,500	575	9,112

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

	令和3年度				令和4年度			
	送金・振込為替		代金取立		送金・振込為替		代金取立	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
仕 向 為 替	1,447,494	681,027	9,201	17,076	1,455,011	693,483	5,205	10,770
被 仕 向 為 替	1,575,355	733,776	5,743	8,412	1,589,404	748,509	3,114	4,858

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当金庫の当期末における信用金庫法及び金融再生法上の不良債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が79億66百万円、危険債権が128億39百万円、要管理債権が15億47百万円となり、合計223億54百万円です。

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権に対する保全状況は、不動産担保や信用保証協会等機関保証で121億6百万円が保全されており、また、その差額について貸倒引当金62億12百万円を計上しています。

したがって、保全率は81.95%となり、引当率は60.62%となりました。

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高(a)	比率	保全額(b)	担保・保証等による 回収見込み額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/((a)-(c))
信用金庫法及び金融 再生法上の不良債権(A)	令和3年度	20,799	5.38	17,045	10,678	6,367	81.95	62.91
	令和4年度	22,354	5.88	18,319	12,106	6,212	81.95	60.62
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和3年度	8,165	2.11	8,165	3,459	100.00	100.00
		令和4年度	7,966	2.09	7,966	3,478	100.00	100.00
	危険債権	令和3年度	10,939	2.82	7,946	6,402	72.64	34.04
		令和4年度	12,839	3.37	9,495	7,863	73.95	32.79
	要管理債権	令和3年度	1,694	0.43	933	816	55.08	13.33
		令和4年度	1,547	0.40	857	764	55.38	11.80
	三月以上 延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—	—	—
	貸出条件 緩和債権	令和3年度	1,694	0.43	933	816	55.08	13.33
		令和4年度	1,547	0.40	857	764	55.38	11.80
正 常 債 権 (B)	令和3年度	365,800	94.61					
	令和4年度	357,680	94.11					
合 計 総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和3年度	386,599	100.00					
	令和4年度	380,035	100.00					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(b)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込み額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
【コア資本に係る基礎項目(1)】		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,973	54,863
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,468	4,436
うち、利益剰余金の額	49,518	50,443
うち、外部流出予定額(△)	49	48
うち、上記以外に該当するものの額	36	31
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	606	471
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	606	471
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	54,580	55,334
【コア資本に係る調整項目(2)】		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	179	135
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	179	135
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	301	456
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	481	592
【自己資本】		
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	54,098	54,742
【リスク・アセット等(3)】		
信用リスク・アセットの額の合計額	294,674	300,735
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,877	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,877	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,743	16,357
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	309,418	317,093
【自己資本比率】		
自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	17.48%	17.26%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準より自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	294,674	11,786	300,735	12,029
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	295,337	11,813	299,997	11,999
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	29	1	279	11
我が国の政府関係機関向け	310	12	486	19
地方三公社向け	260	10	180	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,002	1,880	55,553	2,222
法人等向け	79,417	3,176	81,017	3,240
中小企業等向け及び個人向け	96,100	3,844	89,693	3,587
抵当権付住宅ローン	5,855	234	5,620	224
不動産取得等事業向け	34,065	1,362	34,274	1,370
三月以上延滞等	891	35	749	29
取立未済手形	19	0	21	0
信用保証協会等による保証付	1,309	52	1,344	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	339	13	326	13
出資等のエクスポージャー	339	13	326	13
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上 記 以 外	29,734	1,189	30,449	1,217
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	17,404	696	17,610	704
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,679	227	5,582	223
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,864	74	1,944	77
上記以外のエクスポージャー	4,785	191	5,311	212
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,214	48	2,163	86
ルック・スルー方式	1,214	48	2,163	86
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,877	△ 75	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,743	589	16,357	654
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	309,418	12,376	317,093	12,683

(注)1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

■オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の調達手段及び自己資本の充実度に関する評価方法の概要

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、会員の皆さまからの「出資金」や内部留保による資本の積み上げである「利益剰余金」等により構成されております。

なお、自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(単位:百万円)

発行主体	福井信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,436

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分確保しております。

また、当金庫は、各エクスポージャーが過度に一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた営業推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内		876,127	868,928	396,471	389,703	177,710	173,120	—	—	1,591	1,340
国 外		502	502	—	—	502	502	—	—	—	—
地 域 別 合 計		876,630	869,430	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	1,591	1,340
製 造 業		41,011	40,271	29,284	28,653	11,597	11,522	—	—	430	274
農 業、 林 業		248	297	248	297	—	—	—	—	—	—
漁 業		62	93	62	93	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,109	1,088	1,109	1,088	—	—	—	—	—	—
建 設 業		27,633	25,488	25,381	23,791	2,251	1,697	—	—	258	194
電気・ガス・熱供給・水道業		8,615	10,127	1,304	1,255	7,311	8,872	—	—	—	—
情 報 通 信 業		2,994	3,581	352	305	2,508	3,174	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		8,701	8,667	5,293	5,278	3,403	3,384	—	—	22	21
卸 売 業、 小 売 業		31,187	30,379	28,141	27,039	3,005	3,299	—	—	271	216
金 融 業、 保 険 業		335,850	342,719	28,057	28,151	20,641	23,314	—	—	—	—
不 動 産 業		44,930	44,734	41,012	40,732	3,904	3,987	—	—	—	6
各 種 サ ー ビ ス 業		50,011	50,923	49,850	50,524	100	306	—	—	343	425
地 方 公 共 団 体 等		193,355	178,297	69,864	64,232	123,488	114,062	—	—	—	—
個 人		116,507	118,260	116,507	118,260	—	—	—	—	263	201
そ の 他		14,410	14,499	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		876,630	869,430	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	1,591	1,340
1 年 以 下		107,398	79,313	11,467	16,105	20,076	21,297	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		248,169	184,219	57,203	8,355	39,965	33,856	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		91,996	100,947	29,261	10,392	14,720	4,501	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		31,893	26,798	31,033	20,309	793	6,488	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		54,228	59,493	37,631	45,708	16,596	13,784	—	—		
10 年 超		320,887	396,584	228,828	287,891	86,059	93,693	—	—		
期間の定めのないもの		22,055	22,074	1,044	942	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		876,630	869,430	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、未決済為替貸、前払費用、未収収益、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、債務保証見返、投資信託、投資事業組合が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用 そ の 他							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	386	296	296	403	57	14	328	281	296	403	10	69
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	907	895	895	890	—	—	907	895	895	890	—	—
建 設 業	306	640	640	588	17	36	289	603	640	588	—	42
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
情 報 通 信 業	11	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	631	625	625	624	—	—	630	625	625	624	—	—
卸 売 業、 小 売 業	1,204	1,211	1,211	1,134	—	11	1,204	1,200	1,211	1,134	—	45
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	403	395	395	412	—	—	403	395	395	412	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	1,713	1,780	1,780	1,767	6	30	1,707	1,750	1,780	1,767	—	—
地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	317	403	403	297	2	10	315	392	403	297	18	—
合 計	5,885	6,250	6,250	6,120	96	103	5,789	6,147	6,250	6,120	28	156

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該当金の金額は上記残高等に含めておりません。

自己資本の充実の状況

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	302,370	—	244,580
0.75%	—	9,030	—	9,030
10%	—	16,497	—	21,109
20%	216,376	25,141	257,938	52,360
35%	—	16,733	—	15,340
50%	34,137	23,709	32,287	769
75%	—	113,691	—	114,188
100%	1,904	108,827	2,103	111,530
150%	—	500	—	369
250%	—	7,707	—	7,822
合 計	876,630		869,430	

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,913	1,961	24,275	24,208	—	—

- (注)1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府(以上、リスク・ウェイト0%)及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)などであります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

《当金庫がオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

《当金庫が投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	942	942	615	615
非 上 場 株 式 等	5,865	—	5,888	—
合 計	6,807		6,503	

- (注)1. 上場株式等には、上場投資信託および株式関連投資信託を含めております。
 2. 非上場株式等には、「信金中金出資金」「その他出資金」「その他の証券」勘定として計上している非上場の出資等を含めております。
 3. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	93	17
売 却 損	46	—
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和3年度	令和4年度
評	価	損	益	770	552

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当該出資等エクスポージャーについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから評価損益は認識しておりません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	59,265	35,843
マンドレート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー		

■ 金利リスクに関する事項

金利リスク量

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	36,094	29,155	1,130	717
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	16	0
3	ス テ ィ ー プ 化	24,524	21,419		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	36,094	29,155	1,130	717
		ホ		ヘ	
		令和4年3月末		令和5年3月末	
8	自 己 資 本 の 額	54,098		54,742	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「リスク管理態勢」の項目に記載しております。

信用リスク管理について

信用リスク管理方針

当金庫グループの信用リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、信用リスクをお取引先の業況・財務状況の悪化、市場取引に関連した発行体の財務状況の悪化等により、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収が困難になり、当金庫グループが損失を被るリスクとして定義し、信用リスクを適正に把握し、適正なリスク管理を行うことによって、資産（オフ・バランス^(注1)資産を含む）の健全性の確保と収益性の向上に努めております。
- ・信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のうえ、「信用リスク管理規程」や「クレジットポリシー」^(注2)を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する体制を構築しております。

（注1）オフ・バランスとは

資産・負債であっても、バランスシート（貸借対照表）に計上されないことです。オフ・バランス取引ともいわれています。

（注2）クレジットポリシーとは

与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものです。

信用リスク管理体制

当金庫グループの信用リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・信用リスクの評価にあたっては、「信用リスク管理システム」により、信用格付^(注3)別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、さまざまな角度から分析を実施しております。
- ・信用リスク量（貸出金信用リスク量・市場信用リスク量）を算出^(注4)することにより、当金庫グループが取得している信用リスクのレベルを把握しております。また、信用リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（信用リスク資本枠）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。
- ・信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等への報告・審議等、経営陣に対する報告体制を整備しております。

（注3）信用格付とは

お取引先の信用リスクの程度に応じたランク付のことで、正確な自己査定および適切な引当・償却の基礎となるものです。

（注4）信用リスク量の算出とは

お取引先の業況・財務状況の悪化等の可能性の程度を推量することをいいます。当金庫グループでは、こうした可能性を統計的な手法を活用し、一定期間に予想される損失額（信用コスト）と、その予想を超えて損失が膨らむ場合の最大損失額（信用VaR）等を算出しております。

信用リスク削減手法（担保、保証等）について

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額^(注5)の算出にあたり、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことで、具体的には預金担保、保証等が該当します。

当金庫グループでは、以下の手法を採用しております。

○適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。
担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲としております。

○貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に貸出金と担保に供しない預金の一部を相殺しております。

相殺に使用する預金の種類は定期預金および定期積金としており、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については、定められたルールに基づき調整額を乗じた額としております。

○保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債務（保証される部分に限る）について、原資産および債務者のリスク・ウェイト^(注6)に代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

（注5）信用リスク・アセット額とは

リスクを保有する資産（貸出債権など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことを指します。

（注6）リスク・ウェイトとは

債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（信用リスク・アセット額）を求めるために使用する資産等の種類に応じた掛け目のことです。

市場リスク管理について

市場リスク管理方針

当金庫グループの市場リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、市場リスクを金利、株式、為替等の様々なリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス^(注7)を含む）の価値が変動し、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
- ・市場リスク量を算出^(注8)することにより、当金庫グループが取得している市場リスクを適切に把握しております。また市場リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（市場リスク資本枠^(注9)）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしています。

（注7）オフ・バランスとは

資産・負債であっても、バランスシート（＝貸借対照表）に計上されないことです。たとえば、先物取引やオプション取引等の取引は、元本を想定して取引を行います。が、実際に想定元本を払い込んだり、受取るわけではないので、貸借対照表に計上されません。オフ・バランス取引、または簿外取引ともいわれています。

（注8）市場リスク量の算出とは

当金庫グループが保有する有価証券（債券・株式）等の価値の変動の程度を推量することをいいます。

当金庫グループでは、信用リスク同様、こうした可能性を統計的な手法を活用し算出しております。

（注9）市場リスク資本枠とは

統合的リスク管理に基づく「リスク資本配賦運営」においては、リスクに対する備えとして自己資本を割り当てておりますが、このうち市場リスクに対して割り当てられた資本を超えないように設定した限度枠を「市場リスク資本枠」といいます。

市場リスク管理体制

当金庫グループの市場リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク管理に関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、市場リスク管理体制の整備・確立を図ることにより、当庫の健全性の確保と収益性の向上を図ることを目的としております。
- ・組織面では、市場リスク管理に関する主管部署と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
- ・通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的にバック・テスト、ストレステスト^(注10)等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

（注10）バック・テスト、ストレステストとは

バック・テストとはリスク量の算出後、実際のマーケットでの損失実績とリスク量を比較し、リスク量が妥当であるかを検証することです。ストレステストとは実際のマーケットでは通常起こり得ないような事態を想定し、その損失の程度をシミュレーションすることです。

銀行勘定の金利リスク^(注11)に関するリスク管理の状況

金利リスクについては、その重要性を認識した上で様々な観点からリスク量を算出しており、貸出金、有価証券等の資産のみならず、預金等の負債を加えた銀行勘定全体で金利リスクをとらえております。

金利リスク量の算出における重要事項は以下のとおりです。

- ・当金庫グループが統合的リスク管理の枠組みの中で管理している市場リスクは金利リスク・株式リスク・為替リスク等であり、このうち金利リスクの部分が銀行勘定の金利リスクに該当します。

金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - 複数の通貨の集計方法及びその前提
金利リスクの算出にあたり、ΔEVEが正となる通貨のみを単純合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
 - スプレッドに関する前提
金利リスクの計測にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。
 - 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - 前期の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
 - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
信用リスク・流動性等を考慮しながら、金利リスクの管理を行っております。

- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項リスク管理では、市場VaRで計測されるリスク量が半期毎に設定される市場リスク資本枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、過去のストレステスト事象や一定の金利ショックが期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、資金証券部・リスク統括部が月次で計測し、ALM委員会・統合的リスク委員会及び常務会に報告しております。

（注11）銀行勘定の金利リスクとは

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける価値の変動等をいいます。銀行勘定の金利リスクとは、これを金融機関の貸借対照表に計上される資産・負債（オフ・バランス取引を含む）の価値の変動でとらえたものです。

株式等運用に関するリスク管理の状況

有価証券全体に占めるウェイトは低位ですが、当金庫グループは債券以外の運用として株式等を保有しております。

株式等の運用においては、「市場リスク管理マニュアル」及び「余裕資金運用基準」に則り、含み益の確保と安定した配当金の受領等、債券運用による収益の補完を基本的な運用方針とし、価格が一定の水準まで下落した場合の措置として「ロスカット基準・アラーム基準」を設定し、市場VaRによるリスク量の算出とともに、一段の価格下落による損失を回避する体制を整備しております。

また、当該取引に係る会計処理については、当金庫グループが定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

■オペレーショナル・リスク管理について

オペレーショナル・リスク管理方針

当金庫グループのオペレーショナル・リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化により損失を被るリスクのことです。具体的には、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを全体として捉え、総合的な管理態勢の強化に努めております。
- ・組織面では、統合的リスク委員会他、各リスク委員会等におきまして協議・検討するとともに、定期的または必要に応じ常務会、理事会等において、報告する体制を整備しております。
- ・オペレーショナル・リスク量の算出においては、「基礎的手法^(注12)」を採用しております。

(注12) 基礎的手法とは

基礎的手法とは、粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする算出方法です。

事務リスク管理方針

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫グループは、この事務リスクを適正に把握および管理し、事務処理の適正化と向上を図ることによりお客さまとのトラブル・不祥事件の発生を未然に防止し、健全性の確保と収益性の向上に努めております。

事務リスク管理体制

当金庫グループは、健全性の確保と、収益性の向上を図ることを目的とし「事務リスク管理規程」を定め適切な事務リスク管理を行なう態勢整備に努めております。

- (1) 日常的な事務から生じるリスクの洗い出しを行い、各事務リスク担当部署が把握した問題点等について、事務リスク主管部署である事務部が報告を受け、報告内容について意見交換を実施する等、事務リスク担当部署との連携強化を図っております。
- (2) 営業店からの店内検査結果報告について、検査実施時期・不備の有無・検査内容等についてチェックすることで、実効性のある店内検査となっているか検証しております。
- (3) 階層別に事務リスク管理能力向上を目的とした研修会等を実施し人材の育成を図っております。研修会では、不備発生事例をもとに発生原因、および、再発防止等の周知により注意喚起を図っております。
- (4) 定例監査項目の不備指摘事項や店内検査の不備事項を基に臨店指導を実施することにより、営業店特有の問題点等を把握するとともに改善に向けた指導を行っております。事務リスク発生防止策について、その目的と効果を検証し十分に効果が発揮されていない施策については、施策の方法変更や廃止を検討のうえ実効性の向上を図っております。
- (5) 事務管理向上担当者により、ブロック長および各店舗長とともに業務活動に伴い発生する事務リスクを特定し、評価・コントロールを行っております。

システムリスク管理方針

当金庫グループのシステムリスク管理方針は下記のとおりです。

システムリスクとはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当庫が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより当庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫グループは、システムリスクを的確に把握・分析・管理し、適切にリスク排除・軽減するためのシステム安全対策を講じ、情報資産の適切な利用・管理・保護態勢を確保することにより、業務の健全性及び適切性の確保と、収益性の向上に努めております。

システムリスク管理体制

当金庫グループでは、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー」を制定し、業務の健全性及び適切性の確保や情報資産の安全性確保を目的として、適切なシステムリスク管理を行う態勢整備に努めております。

- (1) システムリスクの管理体制は、セキュリティ管理、システム管理、データ管理、ネットワーク管理で構成し、しんきん共同センターに委託している勘定系オンラインシステム、自金庫のホストコンピュータ、各種業務システム等のセキュリティ管理や運営管理を円滑かつ正確・安全に行うために必要な事項を定め、実行できる態勢を構築しております。
- (2) 大規模災害や不測の事故あるいはシステム障害等を想定した規程・要領・マニュアルを制定し、これらに基づく訓練を定期的実施しております。
- (3) 「サイバーセキュリティ対応マニュアル」を制定し、不正アクセス対策、盗難対策、ウイルス対策等システムの重要度、リスクの大きさに合わせて

適切なセキュリティの確保・強化する態勢を構築しております。

サイバー攻撃によるインシデント発生から復旧までの作業を円滑かつ効率的に実施し、インシデントによる影響を最小限にすることに努めております。

■流動性リスク管理について

流動性リスク管理方針

資金と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、資金確保が困難になったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。

当金庫は、このリスクの特性に見合った適切な流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めております。

流動性リスク管理体制

当金庫グループの流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理マニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。

組織面では流動性リスク管理に関する主管部署と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部署がチェックする体制を徹底しております。

ALM委員会および常務会に対し、四半期毎に支払準備率^(注13)の報告等を行っております。

(注13) 支払準備率とは

支払準備資産（現金、預け金、有価証券等）を定期性預金（含む譲渡性預金）の10%と要求性預金の30%の合計額で除したもので、預金の払い戻し資金がどの程度準備されているかを表す指標です。

■その他のリスク管理状況について

派生商品取引・長期決済期間取引について

当金庫グループの派生商品取引（デリバティブ取引）の取扱いについては、固定長期貸出や外国為替等に係るリスクヘッジ^(注14)の目的で行う金利スワップ取引^(注15)、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形での管理、信用リスクに対しては、総与信取引における保全枠との一体的な管理によりリスクを限定するなど、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

なお、本取引の管理については「デリバティブ取引運用基準」に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(注14) リスクヘッジとは

リスクの防止あるいは軽減を試みることです。

(注15) 金利スワップ取引とは

同一通貨間で異なる金利を将来にわたって交換する取引のことで、最も一般的なものは、変動金利と固定金利を交換する取引です。

証券化^(注16) エクスポーチャーについて

当該投資証券にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。なお、信用リスク・アセットの額の算出は標準的手法を採用しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

証券化エクスポーチャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下のとおりです。

格付投資情報センター（R&I）

日本格付研究所（JCR）

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

(注16) 証券化とは

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。また、有価証券投資の一環として購入する投資家としての証券化エクスポーチャーも保有しておりません。

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期 c. 金額

(2)令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	291

注1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」183百万円、「賞与」15百万円、「退職慰労金」93百万円となっております。
 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

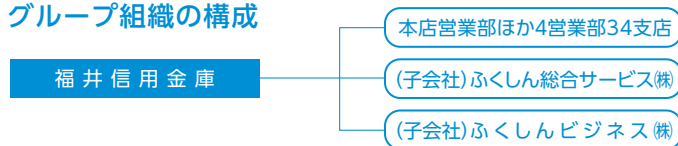
注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 金庫及びその子会社等の主要な事業内容及び組織の構成

「福井信用金庫」グループは、福井信用金庫と100パーセント出資子会社であるふくしん総合サービス(株)とふくしんビジネス(株)で構成されており、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務やメール業務などの金融サービスを提供しております。

グループ組織の構成



子会社に関する状況

会 社 名	ふくしん総合サービス株式会社	ふくしんビジネス株式会社
所 在 地	福井市田原2丁目3番1号	坂井市丸岡町西里丸岡10号15番地
資 本 金	30百万円	30百万円
当 金 庫 議 決 権 比 率	100%	100%
設 立 年 月 日	昭和62年7月10日	平成18年7月7日
主 要 業 務 内 容	当金庫のためのメール業務、現金精査整理事務、ATM機器の管理 等	火災保険の期日管理及び火災保険証券・債権書類の集中保管・管理業務 等

直近の事業年度における事業の概況

連結子会社であります「ふくしん総合サービス(株)」は、売上高は前期比22,775千円減少し1億39百万円となり、経常利益は9,389千円となりました。

また、「ふくしんビジネス(株)」は、売上高は前期比1,499千円増加し38百万円となり、経常利益は1,970千円となりました。

その結果、今期の連結決算における経常収益は12億46百万円、経常利益は12億91百万円となりましたが、この連結決算業績は、連結決算の中心であります当金庫単体の業績によるものが大部分を占めております。

5 連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連 結 経 常 収 益 (千円)	11,341,118	11,225,884	9,645,729	9,108,884	12,146,800
連 結 経 常 利 益 (千円)	2,494,719	2,565,525	1,543,364	856,443	1,291,198
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,933,643	1,789,540	1,286,363	403,374	981,429
連 結 純 資 産 額 (百万円)	56,074	62,871	58,394	58,316	56,212
連 結 総 資 産 額 (百万円)	845,964	851,568	893,101	923,920	890,354
連 結 自 己 資 本 比 率 (%)	16.25	16.74	17.32	17.51	17.29

連結信用金庫法開示債権について

令和5年3月末連結決算の連結信用金庫法開示債権については、単体決算と同額となっております。

事業の種類別セグメント情報

連結子会社である「ふくしん総合サービス(株)」 「ふくしんビジネス(株)」は、信用金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

■ 連結財務諸表の作成方針

○連結の範囲に関する事項

連結の範囲に含めた子会社 2社
ふくしん総合サービス(株)、ふくしんビジネス(株)

○連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。

○剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■ 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ.自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- ロ.連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社の数 2社
ふくしん総合サービス株式会社
ふくしんビジネス株式会社
連結子会社の主要な業務内容は、上記 子会社に関する状況をご覧ください。
- ハ.自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- ニ.連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- ホ.連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
該当ありません。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫グループは、毎期からの蓄積である内部留保(利益剰余金)を中心に自己資本の充実を図っており、令和4年3月末現在で外部から調達している自己資本は、地域のお客さまからお預りしている当金庫の普通出資金のみであります。

3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和3年度における自己資本比率は17.51%と国内基準の4%を大きく上回っており、連結グループ内の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても、特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られております。また、将来の自己資本の充実につきましては、今後も利益の積み上げにより自己資本の充実を図ってまいります。

■ 連結貸借対照表

科 目	令和3年度	令和4年度
(資 産 の 部)		
現 金 及 び 預 け 金	289,870	293,301
買 入 金 銭 債 権	81	60
金 銭 の 信 託	—	1,111
有 価 証 券	243,840	211,260
貸 出 金	385,392	378,928
そ の 他 資 産	6,696	7,076
有 形 固 定 資 産	4,301	4,273
建 物	1,427	1,482
土 地	2,356	2,358
建 設 仮 勘 定	12	—
その他の有形固定資産	505	432
無 形 固 定 資 産	274	202
ソ フ ト ウ ェ ア	220	159
リ ー ス 資 産	25	15
その他の無形固定資産	28	28
退 職 給 付 に 係 る 資 産	301	456
繰 延 税 金 資 産	—	260
債 務 保 証 見 返	855	561
貸 倒 引 当 金	△ 6,838	△ 6,578
資 産 の 部 合 計	924,776	890,916

■ 連結損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	9,108,884	12,146,800
資 金 運 用 収 益	7,492,458	10,428,763
貸 出 金 利 息	4,413,498	4,331,082
預 け 金 利 息	408,688	449,551
有価証券利息配当金	2,547,374	5,525,383
その他の受入利息	122,897	122,746
役 務 取 引 等 収 益	1,040,610	1,126,513
そ の 他 業 務 収 益	179,289	166,974
そ の 他 経 常 収 益	396,526	424,548
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	157,363
償 却 債 権 取 立 益	109,152	81,373
その他の経常収益	287,374	185,811
経 常 費 用	8,252,440	10,855,601
資 金 調 達 費 用	70,661	48,200
預 金 利 息	55,536	39,475
給付補填備金繰入額	9,955	4,528
借 用 金 利 息	3,812	2,854
その他の支払利息	1,357	1,341
役 務 取 引 等 費 用	804,083	762,138
そ の 他 業 務 費 用	128,178	3,417,896
経 費	6,663,765	6,435,505
そ の 他 経 常 費 用	585,751	191,861
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	460,964	—
その他の経常費用	124,786	191,861
経 常 利 益	856,443	1,291,198

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	836,381	830,826
借 用 金	26,280	1,380
そ の 他 負 債	1,222	1,240
賞 与 引 当 金	419	407
役 員 賞 与 引 当 金	16	12
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	295	235
睡眠預金払戻損失引当金	29	22
偶 発 損 失 引 当 金	29	17
繰 延 税 金 負 債	930	—
債 務 保 証	855	561
負 債 の 部 合 計	866,459	834,704
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	4,468	4,436
利 益 剰 余 金	49,624	50,547
会 員 勘 定 合 計	54,093	54,984
その他有価証券評価差額金	4,223	1,227
評価・換算差額等合計	4,223	1,227
純 資 産 の 部 合 計	58,316	56,212
負債及び純資産の部合計	924,776	890,916

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
特 別 利 益	—	8,431
固 定 資 産 処 分 益	—	8,431
特 別 損 失	35,251	21,142
固 定 資 産 処 分 損	19,260	4,310
減 損 損 失	10,710	8,959
そ の 他 の 特 別 損 失	5,279	7,872
税金等調整前当期純利益	821,192	1,278,488
法人税、住民税及び事業税	145,457	345,728
法 人 税 等 調 整 額	272,360	△ 48,670
法 人 税 等 合 計	417,818	297,058
当 期 純 利 益	403,374	981,429
親会社株主に帰属する当期純利益	403,374	981,429

■ 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	49,401,394	49,624,691
利 益 剰 余 金 増 加 高	403,374	981,429
親会社株主に帰属する当期純利益	403,374	981,429
利 益 剰 余 金 減 少 高	180,077	58,374
配 当 金	50,099	58,374
会計方針変更による累積影響額	129,978	—
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	49,624,691	50,547,746

(注) 信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年4月22日付内閣府令第49号）により、連結剰余金計算書等の様式が改正されたことに伴い、「(資本剰余金の部)」及び「(利益剰余金の部)」に区分して記載することとされておりますが、当金庫には「(資本剰余金の部)」に該当する項目がないため省略しております。

連結財務諸表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 建物 | 6年～39年 |
| その他の有形固定資産 | 3年～20年 |
- 連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
7. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11億590百万円であります。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用
- その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により損益処理
- 数理計算上の差異
- | | |
|---|--|
| 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞ発生時の翌連結会計年度から損益処理 | |
| 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。 | |
- 当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の精算状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の精算状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △ 66,857百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金提出割合（令和4年3月31日現在）
- | | |
|--|---------|
| | 0.6092% |
|--|---------|
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,626億18百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金1億14百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 「関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」は次のとおりです。
- 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- なお、当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還に伴う差損益32億42百万円を計上しております。
16. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 6,578百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 856百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
- 当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 当金庫の理事及び監事との間の取引および理事及び監事に対する金銭債権総額は0百万円であります。
18. 子会社等の株式の総額は60百万円であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は104億8百万円であります。

20. 有形固定資産の圧縮記帳額は41百万円であります。
21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付債権契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,966百万円
危険債権額	12,839百万円
三月以上延滞債権額	― 百万円
貸出条件緩和債権額	1,547百万円
合計額	22,354百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11億93百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	290億円
預け金	16億97百万円
担保資産に対応する債務	
預金	22億37百万円（市県民税、歳入金等）
借入金	12億80百万円

上記のほか、当座借越の担保として預け金250億円、内国為替決済の保証金として預け金250億円を差入れしております。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は260百万円であります。
25. 出資1口当たりの純資産額は11,533円53銭であります。
26. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部や経営サポート部により行われ、また、定期的にリスク統括部および常務会に報告をするともに、必要に応じて理事会に報告しております。さらに、与信管理の状況については、信用リスク委員会にて検証されております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク統括部へ報告するとともに、必要に応じて常務会・理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替変動リスクの管理に関して個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用基準・市場リスク管理マニュアルに基づき、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものがあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会に定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引運用基準に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券および投資信託、「貸出金」及び「預金積金」であります。

有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、VaR（分散共分散法（保有期間3ヵ月、信頼区間99％、観測期間1年））により算出しており、当連結会計年度の決算日現在で95億53百万円です。

なお、有価証券においては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを日々実施しており、使用する計測モデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、預け金・貸出金・預金積金は、「[信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項]」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ジョック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算出にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期間に応じた適切な期間に残高を分解し、期間ごと金利変動額を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮とし、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円の場合1.00％上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は72億68百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、関係各課からの情報を適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

財務諸表等【連結】

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については、（注1）参照）。
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、買入手形及びコールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形及びコールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金（※1）	293,301	290,934	△ 2,367
(2)有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（※3）	14,600 196,351	13,564 196,351	△ 1,035 —
(3)貸 出 金（※1） 貸倒引当金（※2）	378,928 △ 6,515		
	372,413	373,996	1,582
金 融 資 産 計	876,666	874,845	△ 1,820
(1)預金積金（※1）	830,826	830,861	34
(2)借 用 金（※1）	1,380	1,385	5
金 融 負 債 計	832,206	832,246	39

- （※1）現金及び預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自庫庫保証付社債は、DCF法に基づき算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.から32.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金は、すべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式（※1）	184
信 金 中 央 金 庫 出 資 金（※2）	5,517
組 合 出 資 金（※2）	124
そ の 他 出 資 金	2
合 計	5,828

- （※1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。
（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現 金 及 び 預 け 金	190,301	80,000	—	23,000
有 価 証 券	21,274	39,212	21,941	128,100
満 期 保 有 目 的 の 債 券	1,000	3,300	300	10,000
そ の 他 有 価 証 券 の うち 満 期 有 る も の	20,274	35,912	21,641	118,100
貸 出 金（※）	73,188	114,297	81,775	109,668
合 計	284,763	233,509	103,716	260,768

- （※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金（※）	753,152	76,672	10	991
借 用 金	400	880	100	—
合 計	753,552	77,552	110	991

- （※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

①売買目的有価証券は保有していません。

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
額借時 対価 超過が る表連 も計上 の計上			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	1,000	1,004	4
小 計	1,000	1,004	4
超対時 え照価 ない表 計連 も計上 の計上			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	13,600	12,559	△ 1,040
小 計	13,600	12,559	△ 1,040
合 計	14,600	13,564	△ 1,035

③その他の有価証券

（単位：百万円）

種 類	連結貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
株 式	615	79	535
債 券	82,910	81,210	1,699
国 債	25,744	24,534	1,209
地 方 債	24,721	24,518	202
短 期 社 債	—	—	—
社 債	32,445	32,157	287
そ の 他	35,551	32,694	2,856
小 計	119,077	113,985	5,092
株 式	0	0	△ 0
債 券	74,276	77,593	△ 3,317
国 債	43,939	46,347	△ 2,407
地 方 債	391	395	△ 4
短 期 社 債	—	—	—
社 債	29,945	30,850	△ 905
そ の 他	2,997	3,092	△ 94
小 計	77,274	80,686	△ 3,412
合 計	196,351	194,671	1,679

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
株 式	52	6	—
債 券	33,985	16	3,300
国 債	25,786	—	3,132
地 方 債	2,205	10	5
短 期 社 債	—	—	—
社 債	5,994	5	163
そ の 他	29,447	3,626	372
合 計	63,485	3,648	3,673

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度において減損処理を行った有価証券はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価又は実質価格の取得原価又は償却原価からの下落率としております。減損処理にあたり、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しており、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額を減損処理しております。

32. 有価証券貸借取引により貸し付けている有価証券は「国債」に合計100億円含まれております。

33. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

	貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（※）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（※）
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,111	1,114	△ 3	0	3

- （※）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」はそれぞれ「差額」の絶対値であります。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は955億8百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが473億円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 32億99百万円
年金資産（時価）	42億54百万円
未積立退職給付債務	△ 9億55百万円
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	27百万円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 4億70百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 4億56百万円
退職給付に係る負債	△ 4億56百万円

36. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示していません。

その他の負債に含まれる契約負債等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約負債 2億70百万円

37. 会計方針の変更

《時価の算定に関する会計基準》

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

38. 優先出資の消却

出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した20億円が含まれております。

39. 当連結会計年度の末日後、翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象はございません。

■ 連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は199円51銭であります。
3. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、1,122,033千円であります。
4. その他の経常収益には、退職給付運用益131,404千円、睡眠預金14,503百万円、偶発損失引当金戻入額11,727千円を含んでおります。
5. その他の経常費用には、睡眠預金払戻金19,733千円、保証協会責任負担金支払額 11,622千円を含んでおります。
6. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8,959千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福井市内	営業用店舗1カ所	事業用不動産	1,438千円
越前市内	営業用店舗2カ所	事業用不動産	4,104千円
坂井市内	遊休資産2カ所	所有不動産	2,614千円
あわら市内	営業用店舗1カ所	事業用不動産	94千円
丹生郡内	遊休資産3カ所	所有不動産	502千円
今立郡内	営業用店舗1カ所	事業用不動産	207千円
合計			8,959千円

営業用店舗については、継続的な収支の把握を行っている各営業店（独立店舗においては各支店、[エリア制]店舗については、母店及びサテライト店をグループ化したもの）を最小単位とし、遊休資産については、各資産をそれぞれグループの最小単位としております。本部、未来プラザ、倉庫、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当年度の「不動産担保評価基準」等に基づき算定しております。

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。一部の取扱手数料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に集分しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り、貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に關係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
【コア資本に係る基礎項目(1)】		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	54,080	54,967
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,468	4,436
うち、利益剰余金の額	49,624	50,547
うち、外部流出予定額(△)	49	48
うち、上記以外に該当するものの額	36	31
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	606	471
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	606	471
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	54,686	55,439
【コア資本に係る調整項目(2)】		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	198	147
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	198	147
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	301	456
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	500	603
【自己資本】		
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	54,185	54,835
【リスク・アセット等(3)】		
信用リスク・アセットの額の合計額	294,696	300,704
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,877	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,877	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,743	16,357
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	309,440	317,062
【連結自己資本比率(率)】		
連結自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	17.51%	17.29%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況【連結】

■ その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、 自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

当金庫グループにおいて、本項目に該当する会社はございません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	294,696	11,787	300,704	12,028
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	295,360	11,814	299,966	11,998
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	29	1	279	11
我が国の政府関係機関向け	310	12	486	19
地方三公社向け	260	10	180	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,002	1,880	55,553	2,222
法人等向け	79,417	3,176	81,017	3,240
中小企業等向け及び個人向け	96,100	3,844	89,693	3,587
抵当権付住宅ローン	5,855	234	5,620	224
不動産取得等事業向け	34,065	1,362	34,274	1,370
三月以上延滞等	891	35	749	29
取立未済手形	19	0	21	0
信用保証協会等による保証付	1,309	52	1,344	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	279	11	266	10
出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	279	11	266	10
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	—	—	—	—
上 記 以 外	29,816	1,192	30,478	1,219
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	17,404	696	17,610	704
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,679	227	5,582	223
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,931	77	1,962	78
上 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	4,800	192	5,323	212
②証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,214	48	2,163	86
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	1,214	48	2,163	86
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,877	△ 75	△ 1,425	△ 57
⑥C V A リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	—	—	—	—
⑦中 央 清 算 機 関 関 連 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,743	589	16,357	654
ハ. 連 結 総 所 要 自 己 資 本 額 (イ+ロ)	309,440	12,377	317,062	12,682

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

■オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内		876,110	868,887	396,471	389,703	177,710	173,120	—	—	1,591	1,340
国 外		502	502	—	—	502	502	—	—	—	—
地 域 別 合 計		876,612	869,389	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	1,591	1,340
製 造 業		41,011	40,271	29,284	28,653	11,597	11,522	—	—	430	274
農 業、 林 業		248	297	248	297	—	—	—	—	—	—
漁 業		62	93	62	93	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,109	1,088	1,109	1,088	—	—	—	—	—	—
建 設 業		27,633	25,488	25,381	23,791	2,251	1,697	—	—	258	194
電気・ガス・熱供給・水道業		8,615	10,127	1,304	1,255	7,311	8,872	—	—	—	—
情 報 通 信 業		2,994	3,581	352	305	2,508	3,174	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		8,701	8,667	5,293	5,278	3,403	3,384	—	—	22	21
卸 売 業、 小 売 業		31,187	30,379	28,141	27,039	3,005	3,299	—	—	271	216
金 融 業、 保 険 業		335,850	342,719	28,057	28,151	20,641	23,314	—	—	—	—
不 動 産 業		44,930	44,734	41,012	40,732	3,904	3,987	—	—	—	6
各 種 サ ー ビ ス 業		49,951	50,863	49,850	50,524	100	306	—	—	343	425
地 方 公 共 団 体 等		193,355	178,297	69,864	64,232	123,488	114,062	—	—	—	—
個 人		116,507	118,260	116,507	118,260	—	—	—	—	263	201
そ の 他		14,452	14,518	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		876,612	869,389	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	1,591	1,340
1 年 以 下		107,398	79,313	11,467	16,105	20,076	21,297	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		248,169	184,219	57,203	8,355	39,965	33,856	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		91,996	100,947	29,261	10,392	14,720	4,501	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		31,893	26,798	31,033	20,309	793	6,488	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		54,228	59,493	37,631	45,708	16,596	13,784	—	—	—	—
10 年 超		320,887	396,584	228,828	287,891	86,059	93,693	—	—	—	—
期間の定めのないもの		22,037	22,033	1,044	942	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		876,612	869,389	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、未決済為替貸、前払費用、未収収益、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、債務保証見返、投資信託、投資事業組合が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目 的 使 用	そ の 他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	386	296	296	403	57	14	328	281	296	403	10	69
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	907	895	895	890	—	—	907	895	895	890	—	—
建 設 業	306	640	640	588	17	36	289	603	640	588	—	42
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
情 報 通 信 業	11	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	631	625	625	624	—	—	630	625	625	624	—	—
卸 売 業、 小 売 業	1,204	1,211	1,211	1,134	—	11	1,204	1,200	1,211	1,134	—	45
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	403	395	395	412	—	—	403	395	395	412	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	1,713	1,780	1,780	1,767	6	30	1,707	1,750	1,780	1,767	—	—
地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	317	403	403	297	2	10	315	392	403	297	18	—
合 計	5,885	6,250	6,250	6,120	96	103	5,789	6,147	6,250	6,120	28	156

(注)1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫グループでは、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	302,370	—	244,580
0.75%	—	9,030	—	9,030
10%	—	16,497	—	21,109
20%	216,376	25,141	257,938	52,360
35%	—	16,733	—	15,340
50%	34,137	23,709	32,287	769
75%	—	113,691	—	114,188
100%	1,904	108,783	2,103	111,483
150%	—	500	—	369
250%	—	7,734	—	7,829
合計		876,612		869,389

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体と同様です。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,913	1,961	24,275	24,208	—	—

- (注)1. 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府（以上、リスク・ウェイト0%）及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関（適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%）などであります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

《連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）》

該当する取引はありません。

《連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）》

該当する取引はありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	942	942	615	615
非上場株式等	5,805	—	5,828	—
合計	6,747		6,443	

- (注)1. 上場株式等には、上場投資信託および株式関連投資信託を含めております。
2. 非上場株式等には、「信託中金出資金」「その他出資金」「その他の証券」勘定として計上している非上場の出資等を含めております。
3. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和3年度	令和4年度
売	却	益	93	17
売	却	損	46	—
償	却		—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

			令和3年度	令和4年度
評	価	損	770	552

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

当該出資等エクスポージャーについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから評価損益は認識しておりません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	59,265	35,843
マンドレート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー		

■ 金利リスクに関する事項

金利リスク量

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	36,094	29,155	1,130	717
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	16	0
3	ス テ ィ ー プ 化	24,524	21,419		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	36,094	29,155	1,130	717
		ホ		ヘ	
		令和4年3月末		令和5年3月末	
8	自 己 資 本 の 額	54,185		54,835	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「リスク管理態勢」の項目に記載しております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

単体の項目(信用金庫法施行規則第132条等)		本 編	資料編	連結の項目(信用金庫法施行規則第133条等)		本 編	資料編
1 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項				1 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項			
イ. 事業の組織	30			イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	23		
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	31			ロ. 金庫の子会社等に関する事項	23		
ハ. 会計監査人の名称	31						
ニ. 事務所の名称及び所在地	37						
2 金庫の主要な事業の内容	32			2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの			
3 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの				イ. 直近の事業年度における事業の概況	23		
イ. 直近の事業年度における事業の概況	6		6	ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	23		
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標							
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標			6	3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項			
4 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項				イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	24		
イ. リスク管理の体制	22			ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	23		
ロ. 法令遵守の体制	23			(1) 破綻先債権に該当する貸出金			
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10			(2) 延滞債権に該当する貸出金			
ニ. 金融ADR制度への対応	26			(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金			
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項				(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金			
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書		2		ハ. 自己資本の充実度に関する事項	28		
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		14		ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの	23		
(1) 破綻先債権に該当する貸出金							
(2) 延滞債権に該当する貸出金				4 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	22		
(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金							
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金							
ハ. 自己資本の充実度に関する事項		16					
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		12					
(1) 有価証券							
(2) 金銭の信託							
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引							
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		10					
ヘ. 貸出金償却の額		10					
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		2					
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		22					
7 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認		2					

任意開示項目

本 編 資料編

1 金融再生法に基づく開示項目	14
2 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況	12



ともに未来へ

福井信用金庫

〒910-8650 福井市田原2丁目3番1号 Tel (0776) 22-5400(代)
ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/fukushin/>

